

(案)
貯湯槽伝熱管更新工事契約書

沖縄県立中部病院長 本竹 秀光（以下「甲」という。）が次の設備の更新工事を依頼し、
（以下「乙」という。）がこれを行うことについて、甲及び乙は下記の条項により契約を締結する。

品名： 貯湯槽伝熱管更新工事

第1条 引渡期限、引渡場所、契約金額及び契約保証金額は、次のとおりとする。

- 1 引渡期限 令和2年3月27日
- 2 引渡場所 沖縄県立中部病院
- 3 契約金額 ¥・（うち取引にかかる消費税額¥・）
- 4 契約保証金額 契約金額の100分の10とする。（沖縄県病院事業局財務規則第131条の規程により沖縄県財務規則第101条第2項のいずれかに該当する場合は免除する。）

第2条 乙は物品の引渡しをしようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知しなければならない。

第3条 乙は甲の行う検査に合格した後でなければ引き渡すことができない。検査に要する費用及び検査のため消耗破損したものはすべて乙の負担とする。

- 2 乙は甲の指定した日時、場所において検査に立ち会うものとする。乙は立ち会いをしないときは検査の結果につき、異議を申し立てることができない。

第4条 乙は検査の結果、不合格と決定した部分は遅滞なく修繕しなければならない。

第5条 乙がかしの補修又は取替に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は乙の負担でこれを執行することができる。このために乙に損害を生じさせることがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

第6条 乙は天災地変その他やむを得ない理由により期限までに引き渡すことができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

- 2 前項の願い出は、引渡期限までにしなければならない。
- 3 甲は第1項の願い出が正当であると認めたときは、これを承認し第8条の違約金を免除することができる。

第7条 契約金額は、検査の完了後甲は乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

第8条 乙は引渡期限までに引渡ししないときは、遅滞日数に応じ、未済部分の金額に対し沖縄県財務規則（昭和47年5月15日規則第12号）第109条第1項に規定する割合で計算した額を違約金として甲に納付しなければならない。

第9条 この契約履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。

第10条 甲は必要があるときは、乙と協議の上この契約の内容を変更し、又は更新工事を中止させることができる。

第 11 条 乙はこの契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第 12 条 乙はこの契約について、契約事項に明示されていない事項でも、更新工事上当然必要なものは、甲の指示に従い乙の負担で施行するものとする。

第 13 条 乙はこの契約条項のほか、沖縄県財務規則(昭和 47 年沖縄県規則第 12 号)を守るものとし、もし疑義を生じたときは甲乙協議するものとする。

第 14 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
 - (2) 故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。
 - (3) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
 - (4) この契約の締結または履行について、不正の行為があると認められたとき。
 - (5) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。であると認められるとき。
 - (6) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (7) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (8) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (9) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (10) 前 9 号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 甲は、前項に基づきこの契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

この契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、双方記名押印して各自その 1 通を保有する。

令和元年 月 日

甲 沖縄県うるま市字宮里 281 番地
沖縄県立中部病院長 本竹 秀光

乙